

須賀川市の環境

—令和3年度報告—

令和5年1月

須 賀 川 市

須賀川市環境基本条例前文

わたしたちのまち須賀川は、花と緑に恵まれた美しい自然に抱かれ、歴史的、文化的遺産を受け継ぎながら今まで着実な発展を続けている。

しかし、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型及び生活型公害の発生や、廃棄物の増大などの問題が顕在化しており、さらに、私たち一人一人の営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

今を生きるわたしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を保全し、さらによりよい環境を創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

そこでわたしたちは、今ある環境を損なうことなく、自然と調和した豊かでゆとりある美しいまち須賀川をつくるため、この条例を制定する。

SDGsについて

SDGs（サステイナブル ディベロップメント ゴールズ）とは、

2015年9月の国連サミットで採択された、

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会

実現のため2030年を期限とする**17の国際目標**です。

○多様性とは

「人種、性別、年齢、外見、障害といった目に見えることだけではなく、出身地、宗教、価値観などの目に見えないことも含めてあらゆる違いを認め合い、その違いを利点として活かしていく社会」のこと。

○包摂性とは

「誰も置き去りにしない（no one behind）」のこと。



目 次

第1章 須賀川市の概況

| | |
|--------|---|
| 1 地勢 | 1 |
| 2 気候 | 1 |
| 3 人口 | 2 |
| 4 産業構造 | 2 |
| 5 土地利用 | 3 |
| 6 交通 | 3 |



第2章 環境保全行政の概要

| | |
|--------------|---|
| 1 行政機構及び所掌事務 | 4 |
| 2 環境基本条例 | 4 |
| 3 環境基本計画 | 5 |
| 4 公害防止条例 | 5 |



第3章 環 境 の 現 況

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 大気汚染 | 6 |
| (1) 大気汚染の概況 | 6 |
| (2) 大気汚染の常時監視 | 6 |
| 2 水質汚濁 | 7 |
| (1) 水質汚濁の概況 | 7 |
| (2) 河川の水質調査 | 8 |
| (3) 湧水の水質調査 | 11 |
| 3 騒音・振動 | 12 |
| (1) 騒音・振動の概況 | 12 |
| (2) 環境騒音調査 | 12 |
| (3) 法令に基づく届出状況 | 16 |
| 4 悪臭 | 23 |
| (1) 悪臭の概況 | 23 |
| (2) 悪臭調査 | 23 |
| 5 公害苦情 | 27 |
| (1) 公害苦情の現況 | 27 |
| 6 地球温暖化対策 | 29 |
| (1) 地球温暖化対策の概況 | 29 |
| (2) 環境にやさしい取組 | 29 |
| 7 新エネルギー導入の推進 | 31 |
| (1) 新エネルギー導入推進の概況 | 31 |
| (2) 住宅用太陽光発電装置設置補助事業 | 31 |
| (3) 住宅用太陽光発電装置普及状況 | 32 |
| (4) 住宅用太陽光発電装置以外の再生可能エネルギーの導入状況 | 33 |
| 8 S D G s に対する須賀川市の取り組み | |
| (1) E S D環境教育の概況 | 34 |



参考資料

| | |
|------------------|----|
| 1 須賀川市環境基本条例 | 35 |
| 2 須賀川市公害防止条例 | 40 |
| 3 須賀川市公害防止条例施行規則 | 43 |

■ 第1章 須賀川市の概況



1 地勢

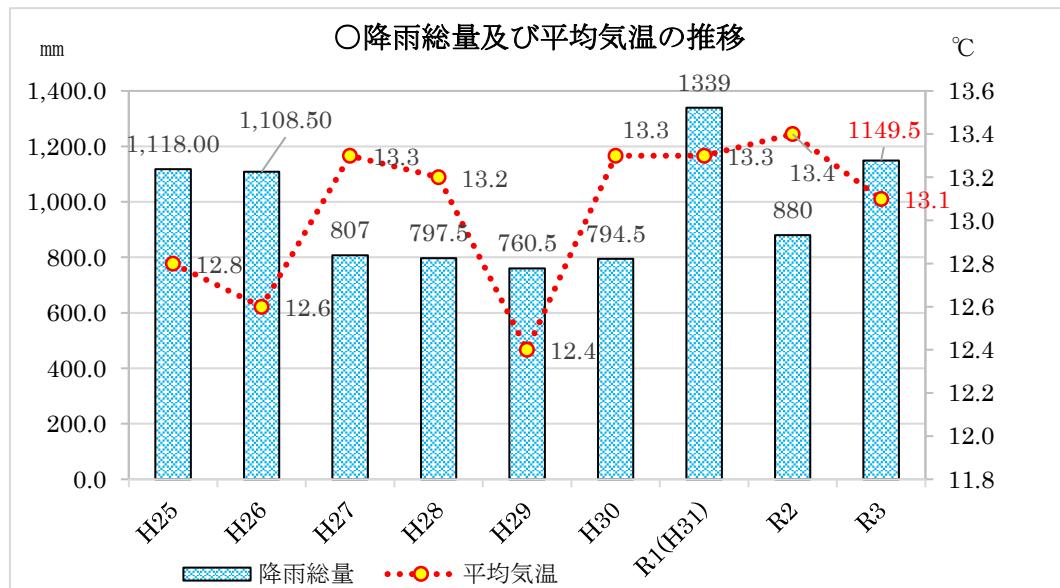
本市は、福島県のほぼ中央に位置し(須賀川市役所の位置は、北緯37度17分、東経140度22分、海拔262m)、市域は東西37.9km、南北16.5km、面積279.43km²と東西に長く、中心部にある市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地に広がっています。西に奥羽山脈、東に阿武隈高地の山並みを望み、市内中心部を阿武隈川がゆったりと流れ、釈迦堂川など東西の山々から多くの河川が合流するなど、緑豊かな美しい自然環境に恵まれたまちです。



2 気候

本市の気候は、年間を通じてほどよい降水量があり、平均気温は13℃前後と比較的温暖で、降雪も少なく、住みやすい環境です。

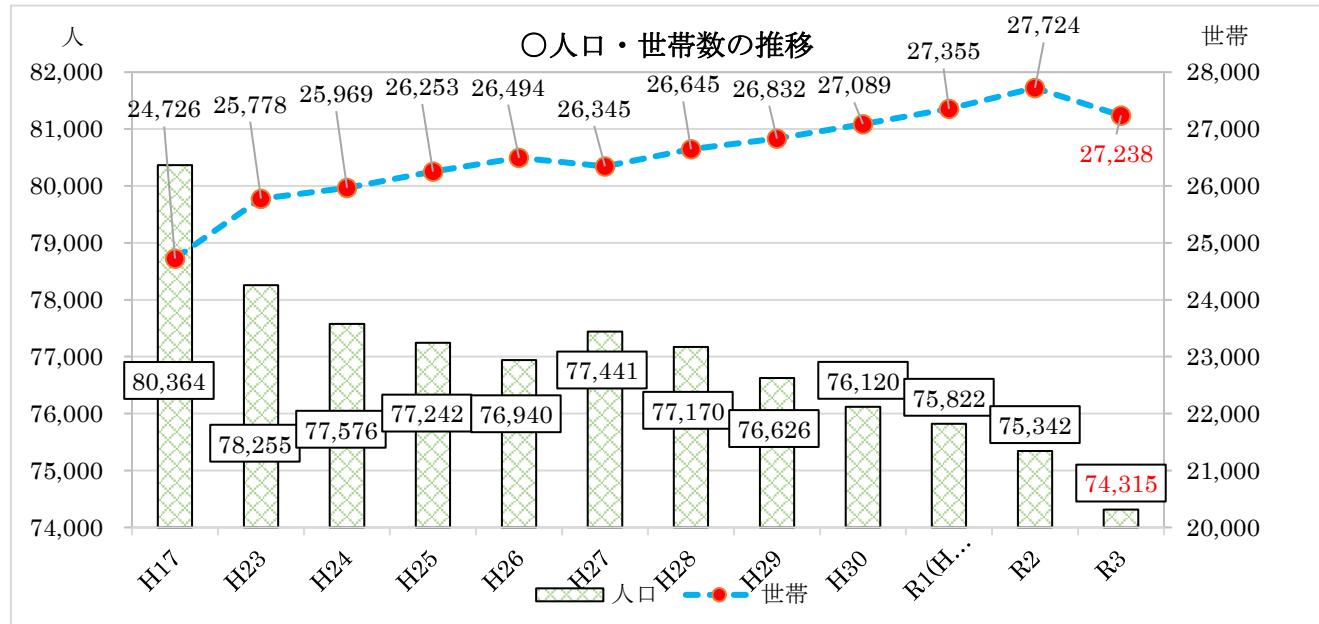
なお、令和3年度は前年度より大幅に降雨総量が増加しました。



《資料：須賀川地方広域消防組合(各年1月～12月)》

3 人口

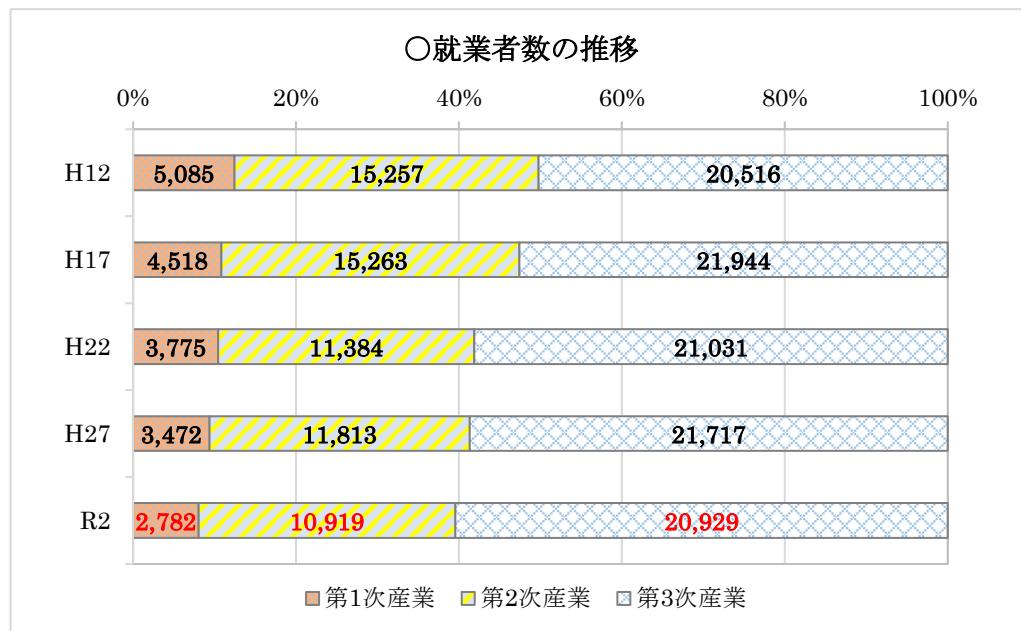
本市は、平成 17 年 4 月 1 日に須賀川市、長沼町、岩瀬村が合併し、令和 3 年 10 月 1 日現在の人口は、74,315 人（世帯数 27,238 世帯）となっています。平成 19 年 1 月時点の 80,518 人をピークに減少傾向にあります。



《資料：国勢調査、福島県推計人口(各年 10 月 1 日現在)》

4 産業構造

本市の 15 歳以上の就業者数を産業 3 部門別にみると、農業・林業などの第 1 次産業と、製造業や建設業などの第 2 次産業に従事する市民の割合が徐々に減少しており、サービス業などの第 3 次産業に従事する割合が増加してきています。

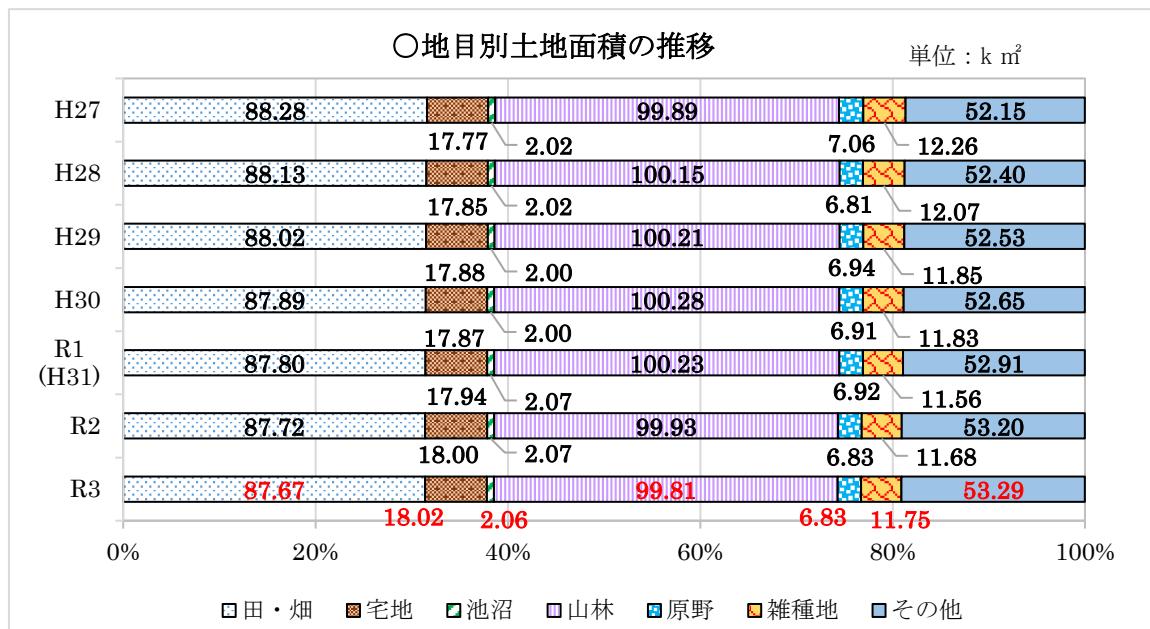


《資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)》

5 土地利用

本市は地理的な特徴から、西部、中央部、東部の3地域に大別できます。西部・東部地域は豊かな自然環境・森林資源と優良な農地に恵まれており、中央部地域は市街化区域として行政、商業、教育、文化などの多様な機能が集積し、市の中心としての役割を担っています。

地目別土地利用面積は、市域 279.43 k m²のうち、山林が約 36%、田・畠が約 31%を占め、経年的には、田・畠は減少傾向、宅地は増加傾向にあります。

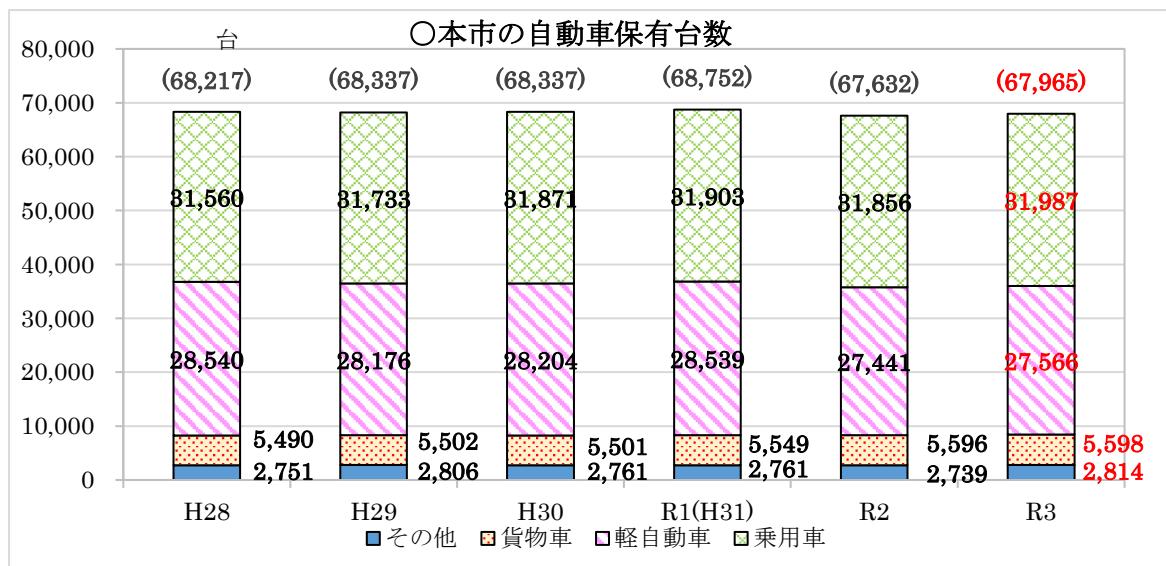


(各年 1月 1日現在)

6 交通

本市の主要な交通網は、市のほぼ中央を国道 4 号及び J R 東北本線が南北に、それと平行して西側には東北縦貫自動車道が走っています。また、市南東部には平成 5 年に開港した福島空港が位置し、高速交通体系に恵まれた地域となっています。

自動車保有台数は令和 2 年度に一時減少しましたが、令和 3 年度においては再び増加に転じました。

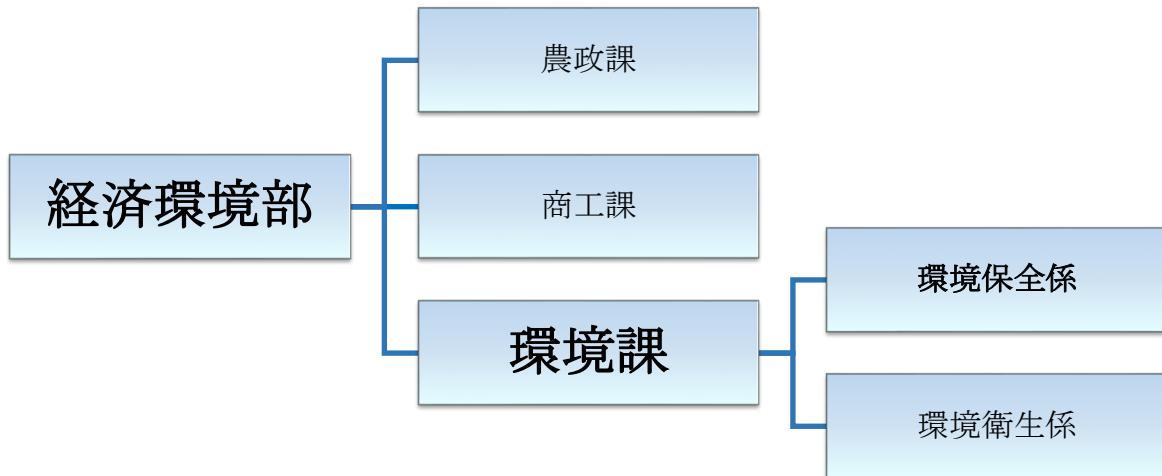


《資料：東北運輸局福島運輸支局調べ(各年 3月 31 日現在)》

第2章 環境保全行政の概要



1 行政機構及び所掌事務



(令和5年1月1日現在)

◇主な所掌事務

- (1) 環境意識の啓発に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 省資源・省エネルギーに関すること。
- (4) 再生可能エネルギーに関すること。
- (5) 地域資源循環型社会づくりに関すること。
- (6) 公害対策に関すること。

2 環境基本条例

本市では、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康でゆとりある生活の確保に寄与することを目的に、須賀川市環境基本条例を制定しています。

3 環境基本計画

本市では、身近な環境をはじめ、多様な生態系や地球環境を保全するために、平成12年3月に第一次須賀川市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていました。

このような中、平成17年4月の長沼町、岩瀬村との合併や総合計画「新生すかがわ2007」の策定、各種関連法の改正等を踏まえ、新たな環境施策に取り組んでいくため、第二次須賀川市環境基本計画「須賀川市環境プラン2009」を策定しました。

本計画は、「須賀川市環境基本条例」に掲げられた基本理念に基づき、本市が策定する各種計画や事業の実施において、環境面での施策の基本的方向を示すとともに、市民、事業者及び市の各主体が行う環境の保全及び創造に向けた具体的な行動の指針となっています。

また、「人と自然が共生するまちづくり」、「快適な生活環境が整うまちづくり」、「地球環境に配慮した循環型のまちづくり」、「環境への思いやりを実践するまちをめざして」の4つの環境目標を定め、健全で恵み豊かな環境を育み、環境への負荷の少ない、限りある資源が循環し、持続的に発展することができる社会を目指し、積極的に環境の保全に取り組んでいます。

第3次須賀川市環境基本計画の中間年である令和4年においては、現在の環境課題をめぐる国際的な潮流への対応や国県の動きを見据えながら、各施策の取組状況等を踏まえて、取組や目標値など、目指すべき環境像の実現に向けて、環境施策を効果的に推進するため必要な見直しを行い、令和4年3月に中間改定を行いました。

第3次環境基本計画：平成30年度（2018）～令和9年度（2027）

4 公害防止条例

本市では、住民の健康で文化的な生活を確保するため、法令に特別の定めがある場合を除くほか、市、事業者及び住民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めることを目的に、須賀川市公害防止条例を制定しています。

第3章 環境の現況



1 大気汚染

(1) 大気汚染の概況

大気汚染とは、自然又は人工的な原因によって大気が汚染されることをいい、発生源は、事業所の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。

福島県では、本市の大気汚染の状況を監視するため、一般環境大気観測局を大町地内（須賀川市役所南東側）に設置しており、二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント等を常時監視しています。

令和3年度の大気状況は、大気汚染物質について環境基準を達成しております、前年度と比較すると、全ての物質についてほぼ横ばいとなっています。

(2) 大気汚染の常時監視

福島県において、大気の汚染状況を常時監視するとともに、緊急時の措置等を迅速かつ的確に実施するため、県内各所に測定局を整備しており、1時間ごとの測定値(速報値)や光化学スモッグ注意報等の情報をリアルタイムでホームページに公表しています。

万が一、異常な数値が確認された場合は、周辺工場に燃料使用量の削減協力を求めるとともに、一般住民、学校等に対して、迅速かつ的確な広報を行うことにより、健康被害の発生防止に努めることとしています。

○大気汚染物質（常時監視想定項目）

| 物質名 | 各物質の説明 |
|-----------|--|
| 二酸化硫黄 | 石油、石炭等に含有される硫黄が燃焼により酸化されて発生する。高濃度になると呼吸器系に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると考えられている。 |
| 二酸化窒素 | 窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。光化学スモッグや酸性雨の原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。これらの発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になり、高濃度になると呼吸器系に影響を及ぼす。 |
| 光化学オキシダント | 大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。高濃度になると、粘膜を刺激し、呼吸器系への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。 |
| 浮遊粒子状物質 | 浮遊粉じんのうち、粒子径が $10 \mu\text{m}$ 以下の物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留する。高濃度になると吸器系に影響を及ぼす。 |
| 非メタン炭化水素 | 炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与しないメタンを除いた非メタン炭化水素が用いられる。 |

○環境基準(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

| 物質 | 環境上の条件 | 評価方法 | |
|-----------|--|-------|---|
| 二酸化硫黄 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm※以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | 短期的評価 | 環境上の条件に同じ。 |
| | | 長期的評価 | 1 日平均値の 2%除外値※が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 |
| 二酸化窒素 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 | | 1 日平均値の年間 98% 値※が 0.06ppm を超えないこと。 |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | | 昼間(5 時から 20 時まで)の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 | 短期的評価 | 環境上の条件に同じ。 |
| | | 長期的評価 | 1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 |
| 非メタン炭化水素 | (指針値) 光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20ppmC※から 0.31ppmC の範囲以下にあること。 | | |

※ppm(parts per million):100 万分率。ある量が全体の 100 万分のいくつを占めるかを表す単位。

※1 日平均値の 2%除外値:1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、高い方から 2% の範囲にあるもの(365 日分の 1 日平均値があれば 7 日分の 1 日平均値)を除外した残りの最高 1 日平均値。

※1 日平均値の年間 98% 値:1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、低い方から 98% に相当するもの(365 日分の 1 日平均値があれば 358 番目の 1 日平均値)。

※ppmC:大気中の炭化水素類が全体の 100 万分のいくつを占めるかを表す単位。



2 水質汚濁

(1) 水質汚濁の概況

水質汚濁とは、公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域等）の水の状態が損なわれることをいい、これは、人間及び生態系に害を及ぼすものです。

発生源は、自然現象の一部（火山噴火や地滑り、野生動物の活動等）も含まれますが、生活排水や産業に伴って発生する工業排水、廃棄物など人間が原因であり、その対策が可能なものが多くあります。

本市では、河川の水質汚濁状況を監視するため、定期的に市内主要河川の水質調査を実施しています。

令和 3 年度の調査では、水質汚濁の指標となる BOD (生物化学的酸素要求量) ※の環境基準を、15 地点(年平均値)全てで達成しています。

※BOD (Biochemical Oxygen Demand) : 河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことで、単位は一般的に mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

(2) 河川の水質調査

市内河川及び水路に関しては、水質の保全を図ることを目的に、定期的に監視測定調査を実施しています。

令和3年度は、市内河川15地点で調査しました。

○水質調査箇所

| No. | 河川名 | 地点名 | No. | 河川名 | 地点名 | No. | 河川名 | 地点名 |
|-----|-----|---------|-----|-----|-------|-----|-----|--------|
| 1 | 稲川 | 釈迦堂川合流前 | 6 | 下の川 | 前田橋 | 11 | 岩根川 | 田中橋地点 |
| 2 | | 石の花橋 | 7 | | 鏡石町境界 | 12 | 塩田川 | 廣表橋地点 |
| 3 | 江花川 | 布川橋 | 8 | 滑川 | 県道滑川橋 | 13 | 小倉川 | 鹿嶋橋地点 |
| 4 | | 富入橋 | 9 | | 崖原橋 | 14 | 取上川 | 関向橋地点 |
| 5 | | 川原橋 | 10 | | 大橋 | 15 | 初瀬川 | 初瀬大橋地点 |



○環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 該当河川 |
|----------|------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| A | 水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 2mg/L以下 | 釈迦堂川・稲川・江花川・ 隅戸川・二瀬川・竜田川 |
| B | 水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの | 3mg/L以下 | 下の川・滑川・岩根川・塩田川・ 小倉川・取上川・初瀬川 |
| C | 水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの | 5mg/L以下 | — |
| D | 工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの | 8mg/L以下 | — |
| E | 工業用水3級・環境保全 | 10mg/L以下 | — |

※本市では、釈迦堂川の影沼橋を基準に上流がA類型、下流がB類型となっています。

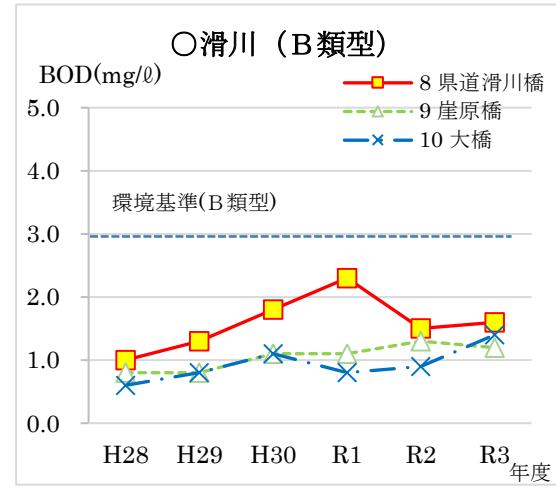
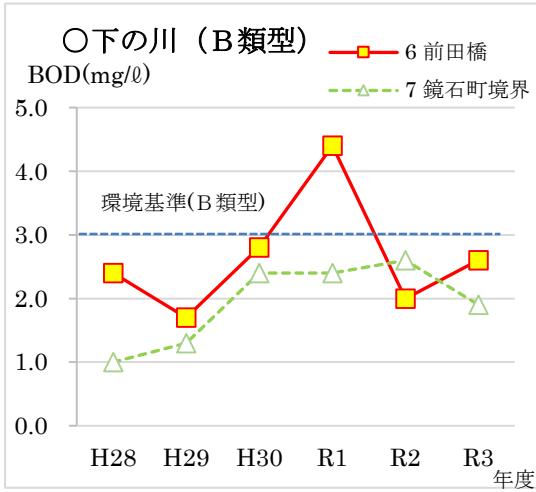
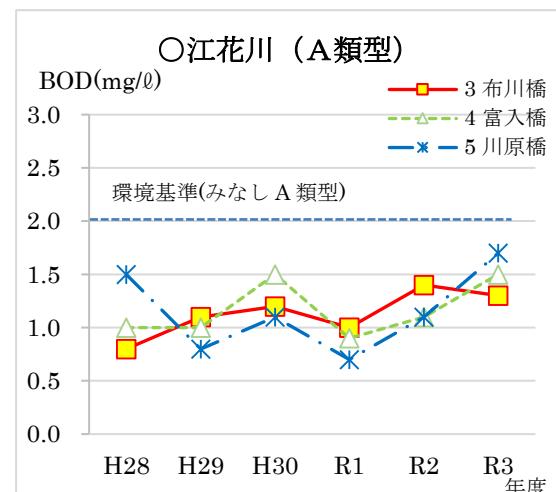
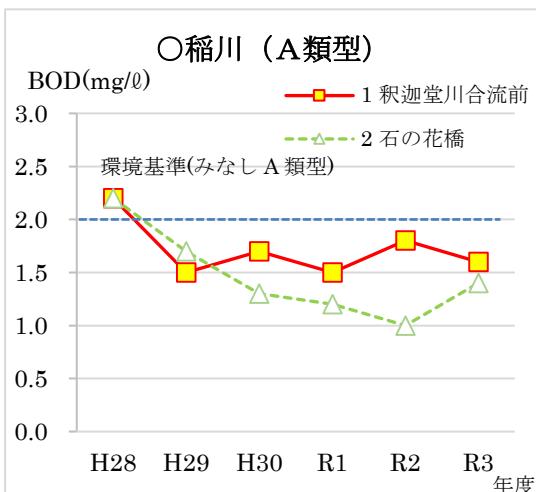
なお、稲川、江花川、隅戸川、二瀬川、竜田川は、みなしてA類型としています

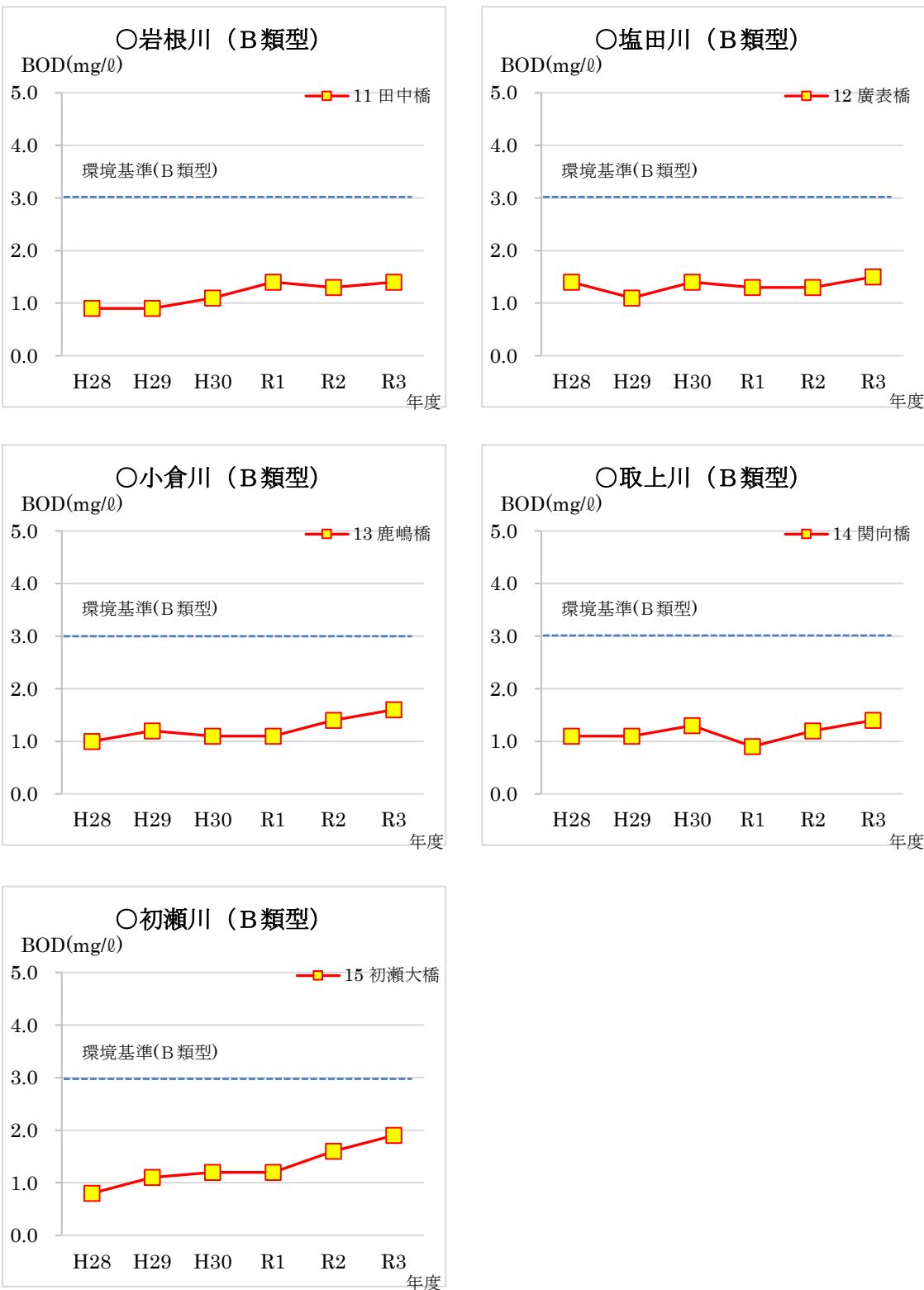
○水質調査結果【各調査地点におけるBOD年平均値の経年変化】

令和3年度水質調査の結果、15地点全てにおいて基準を達成しています。

| No | 河川名 | 調査地点 | 環境基準 | H28 | H29 | H30 | R1 (H31) | R2 | R3 |
|----|-----|---------|--------------|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|
| 1 | 稻 川 | 釧迦堂川合流前 | A類型 2.0以下 | 2.2 | 1.5 | 1.7 | 1.5 | 1.8 | 1.6 |
| 2 | | 石の花橋 | | 2.2 | 1.7 | 1.3 | 1.2 | 1.0 | 1.4 |
| 3 | 江花川 | 布川橋 | B類型 3.0以下 | 0.8 | 1.1 | 1.2 | 1.0 | 1.4 | 1.3 |
| 4 | | 富入橋 | | 1.0 | 1.0 | 1.5 | 0.9 | 1.1 | 1.5 |
| 5 | | 川原橋 | | 1.5 | 0.8 | 1.1 | 0.7 | 1.1 | 1.7 |
| 6 | 下の川 | 前田橋 | | 2.4 | 1.7 | 2.8 | 4.4 | 2.0 | 2.6 |
| 7 | | 鏡石町境界 | | 1.0 | 1.3 | 2.4 | 2.4 | 2.6 | 1.9 |
| 8 | 滑 川 | 県道滑川橋 | | 1.0 | 1.3 | 1.8 | 2.3 | 1.5 | 1.6 |
| 9 | | 崖原橋 | | 0.8 | 0.8 | 1.1 | 1.1 | 1.3 | 1.2 |
| 10 | | 大橋 | | 0.6 | 0.8 | 1.1 | 0.8 | 0.9 | 1.4 |
| 11 | 岩根川 | 田中橋 | | 0.9 | 0.9 | 1.1 | 1.4 | 1.3 | 1.4 |
| 12 | 塩田川 | 廣表橋 | | 1.4 | 1.1 | 1.4 | 1.3 | 1.3 | 1.5 |
| 13 | 小倉川 | 鹿嶋橋 | | 1.0 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.4 | 1.6 |
| 14 | 取上川 | 関向橋 | | 1.1 | 1.1 | 1.3 | 0.9 | 1.2 | 1.4 |
| 15 | 初瀬川 | 初瀬大橋 | | 0.8 | 1.1 | 1.2 | 1.2 | 1.6 | 1.9 |

※No. 11～15については、平成26年度から測定





(3) 湧水の水質調査

市内には良好な自然環境の象徴の一つとして、湧水が点在しております、広く市民に利用されています。それらの多くは慣習的に利用されています。

令和3年度も、下記の6地点を調査しました。

| No. | 水質調査箇所 |
|-----|----------------|
| ① | 雲水峯清水（うつみねしみず） |
| ② | 取上水場（とりあげみば） |
| ③ | 羽山の清水（はやまのしみず） |
| ④ | 薬師清水（やくししみず） |
| ⑤ | 清八清水（せいはちしみず） |
| ⑥ | 不動清水（ふどうしみず） |



○水質調査結果

市内6箇所において、水質基準11項目を調査した結果、すべて基準値を下回っています。水質は常に変化しており、飲用の際は煮沸するなどの対応が必要です。

| 調査項目 | 基準値 | ①雲水峯清水 | ②取上水場 | ③羽山の清水 | ④薬師清水 | ⑤清八清水 | ⑥不動清水 |
|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | R4.2.28 | R4.2.28 | R4.2.28 | R4.2.28 | R4.2.28 | R4.2.28 |
| 一般細菌 | 100個/mL以下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大腸菌 | 検出されないこと | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | 1.7 | 0.4 | 1.5 | 0.3 | 0.8 | 0.2 |
| 塩化物イオン | 200mg/L以下 | 7 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 有機物等(TOC) | 3mg/L以下 | <0.3 | 0.3 | <0.3 | <0.3 | <0.3 | <0.3 |
| pH値 | 5.8以上 8.6以下 | (21°C) 6.5 | (21°C) 7.3 | (21°C) 6.9 | (21°C) 6.7 | (21°C) 7.0 | (22°C) 7.0 |
| 味 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし |
| 臭気 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし |
| 色度 | 5度以下 | <0.5 | 0.6 | 0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 濁度 | 2度以下 | <0.1 | 0.1 | 0.2 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L以下 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 |



3 騒音・振動

(1) 騒音・振動の概況

騒音とは、「望ましくない音」の総称であり、その音が騒音かどうかは主観的判断によるものなので、ある人にとっては好ましい音であっても他の人には騒音と感じられることがあります。

また、振動とは人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させるなど、物的被害を引き起こしたり、あるいは、わたしたちの日常生活に影響を与えていたりするものをいいます。

騒音・振動とも、発生源は、建設作業、工場、事業場、道路交通等が挙げられます。

本市では、市内の騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、騒音の影響を受ける幹線道路や東北新幹線鉄道の沿線、福島空港へ離着陸する航空機の騒音測定を行っています。

更に、平成 24 年度より、幹線道路における自動車交通騒音の環境基準を達成している戸数及び割合を把握する面的評価も実施しています。

令和 3 年度の調査では、福島空港の航空機騒音は環境基準を達成しましたが、幹線道路や東北新幹線鉄道の沿線での環境基準が騒音で一部未達成となっています。

(2) 環境騒音調査

本市では、東北新幹線鉄道における通過時の騒音を沿線 1 地点、高速道路の交通騒音を 1 地点、幹線道路の自動車交通騒音を市内 3 地点、福島県では、航空機騒音を福島空港の周辺地域 1 地点で調査しました。

ア 東北新幹線鉄道

○測定方法

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)」に定められている方法に基づき、原則新幹線軌道の中心から 25m、50m、100m の 3 地点で、連続して通過する 20 本の列車に係る通過時の騒音のピークレベルを同時測定し、その上位半数のパワー平均を算出しています。

○環境基準(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)

| 地域の類型 | 該当する地域 | 基準値 |
|-------|---|-----------|
| 1 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び用途地域以外の地域※であって新幹線軌道付近に住居が存在する地域 | 70 デシベル以下 |
| 2 | 沿線地域のうち、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であって「1」以外の地域 | 75 デシベル以下 |

※トンネル上部、河川敷、工業専用地域については適用しません。

※用途地域以外の地域：市街化調整区域及び都市計画区域外の地域をいいます。

○測定結果

25m、50m、100m の 3 地点について、100m 地点のみ環境基準を満たしています。25m 地点及び 50m 地点では環境基準を上回っています。

| 調査地点 | 環境基準 | 軌道中心からの距離 | H28 | H29 | H30 | R1(H31) | R2 | R3 |
|----------------------|-------------------|-----------|-----|-----|-----|---------|----|----|
| 滑川字池田地内 (市街化調整区域) | 1 類型 70 デシベル以下 | 25m | 73 | 74 | 74 | 75 | 75 | 74 |
| | | 50m | 70 | 71 | 70 | 71 | 72 | 71 |
| | | 100m | 59 | 65 | 64 | 65 | 65 | 64 |

※調査地区の概要：JR郡山駅から南約 6km の地区。新幹線の西側は工場及び民家が点在しており、東側には田畠

の中に民家が点在している。列車の平均速度は 259km/h。

イ 高速道路

○調査方法

高速自動車道に係る騒音等の陳情がある地区において、高速自動車道から最も近い民家の付近 6.7m 及び高速自動車道境界から 32.1m の 2 地点で同時に測定を行います。

○測定方法

24 時間測定を原則とし、等価騒音レベル、中央値、90% レンジの上端及び下端値を算出します。等価騒音レベルにあっては、1 時間ごとの等価騒音レベルを時間帯区分ごとにパワー平均値を算出しています。

○環境基準

(ア) 一般地域（道路に面する地域を除く。）

| 地域の類型 | 該当する地域 | 基準値昼間 | 基準値夜間 |
|-------|---|---------|---------|
| A | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域（専ら住居の用に供される地域） | 55 デシベル | 45 デシベル |
| B | 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域（主として住居の用に供される地域） | 55 デシベル | 45 デシベル |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域） | 60 デシベル | 50 デシベル |

※昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

(イ) 道路に面する地域

| 地域の区分 | 該当する地域 | 基準値 |
|---|---------|---------|
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| (特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間 | 70 デシベル | 65 デシベル |

※幹線交通を担う道路：高速自動車道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道

※幹線交通を担う道路に近接する空間：2 車線以下は道路端から 15m、3 車線以上は道路端から 20m

○測定結果

平成 28 年度までは、最も近い民家付近 6.2m 及び高速自動車道境界 25m の 2 地点で、等価騒音レベル (LAeq) と時間率騒音レベル (L50) の測定を実施。LAeq が昼夜とも 6.2m 地点で環境基準を上回っていました。

また、令和 3 年度は、最も近い民家付近 6.7m 及び高速自動車道境界 32.1m の 2 地点で、等価騒音レベル (LAeq) と時間率騒音レベル (L50) の測定を実施。測定の結果、6.7 m の地点で LAeq の夜間が環境基準を上回っていますが、それ以外の測定ではすべて環境基準を下回っています。

なお、平成 29 年度は定点としていた地点に遮音壁が設置されたため、測定を実施しませんでした。

| 調査地点 | 車道境界からの距離 | 環境基準 | 騒音レベル | H28 | H29 | 30 | R1 (H31) | R2 | R3 |
|-----------|--------------------------------|---------------|-------|-----|-----|----|----------|----|----|
| 日向町 地内 | ・ H28 まで 6.2m ・ H30 から 6.7m | 昼間 70 デシベル | LAeq | 71 | | 67 | 67 | 68 | 68 |
| | | | L50 | 68 | | 65 | 65 | 66 | 66 |
| | | 夜間 65 デシベル | LAeq | 71 | | 65 | 64 | 65 | 66 |
| | | | L50 | 67 | | 62 | 62 | 62 | 63 |
| | ・ H28 まで 25m ・ H30 から 32.1m | 昼間 65 デシベル | LAeq | 59 | | 53 | 53 | 55 | 53 |
| | | | L50 | 58 | | 51 | 52 | 54 | 52 |
| | | 夜間 60 デシベル | LAeq | 59 | | 51 | 51 | 52 | 51 |
| | | | L50 | 57 | / | 48 | 49 | 50 | 49 |

ウ 自動車交通騒音測定面的評価

○測定・評価方法

- (ア) 測定は、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 17 年 6 月 29 日付け環管自発第 050629002 号)の定める方法により、道路近傍騒音（基準点）、背後地騒音の測定地点を選定し、自動車交通騒音に係る基準点測定及び背後地測定、交通量調査及び平均走行速度調査を行います。
- (イ) 評価は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ 地域評価編（平成 12 年 4 月（環境庁）」、に定める方法により、環境省が著作権を有する「面的評価支援システム」を使用し、道路端から 50m の範囲にある全ての住居等について、等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を求めます。

○環境基準

P13 の (イ) 道路に面する地域の基準と同値。

○測定結果

| 路線名 | 調査地点 | 区分 | 環境基準 | R3 |
|-------------|------|----|---------|----|
| 一般国道 118 号線 | 花岡地内 | 昼間 | 70 デシベル | 68 |
| | | 夜間 | 65 デシベル | 63 |
| 郡山矢吹線 | 矢沢地内 | 昼間 | 70 デシベル | 64 |
| | | 夜間 | 65 デシベル | 55 |
| 母畑須賀川線 | 和田地内 | 昼間 | 70 デシベル | 62 |
| | | 夜間 | 65 デシベル | 52 |

○面的評価結果

評価区間沿線住居の約 94% は、環境基準を達成しています。

道路種類別でみると、一般国道の沿線では、75.5% の達成にとどまっています。

| 年度 | 評価区間延長 | 昼夜とも環境基準以下 | | | 昼夜とも環境基準以下 (道路種類別) | | | |
|----|------------------|------------|----------|-----------|-----------------------|-------|-------|--------|
| | | 全体 | (うち近接空間) | (うち非近接空間) | 高速自動車国道 | 一般国道 | 県道 | 4 車線市道 |
| R3 | 92 区間 169.8km | 94.8% | 96.3% | 93.8% | 95.3% | 75.5% | 99.9% | 100.0% |

エ 東日本旅客鉄道株式会社及び東日本高速道路株式会社等への改善要望活動

○遮音壁設置等の改善要望活動

各騒音測定の結果に基づき、県高速交通公害対策連絡会議を通じ、東日本旅客鉄道株式会社及び東日本高速道路株式会社等への遮音壁設置等の改善要望活動を実施しております。

改善要望活動により、平成 29 年度には、日向町（高速道路）に遮音壁が設置されるなど少しづつ改善されています。

オ 福島空港航空機

○測定方法

「航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)」に基づき、自動測定装置を用いて、各季連続 7 日間の騒音測定を行い、1 日ごとの WECPNL 値を求め、パワー平均値を算出していましたが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、平成 25 年 4 月 1 日から新たな評価指標である時間帶補正等価騒音レベル(Lden)に変更されました。

1 日ごとの Lden 値を求め、パワー平均値を算出しています。

○騒音に係る環境基準(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)

| 地域の類型 | 当てはめる地域 | 該当地域 | 基準値 |
|-------|--------------------------|---------------------|-----------|
| 1 | 専ら住居の用に供される地域 | 未指定 | 57 デジベル以下 |
| 2 | 「1」以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域 | 須賀川市、石川町及び玉川村の一部の地域 | 62 デジベル以下 |

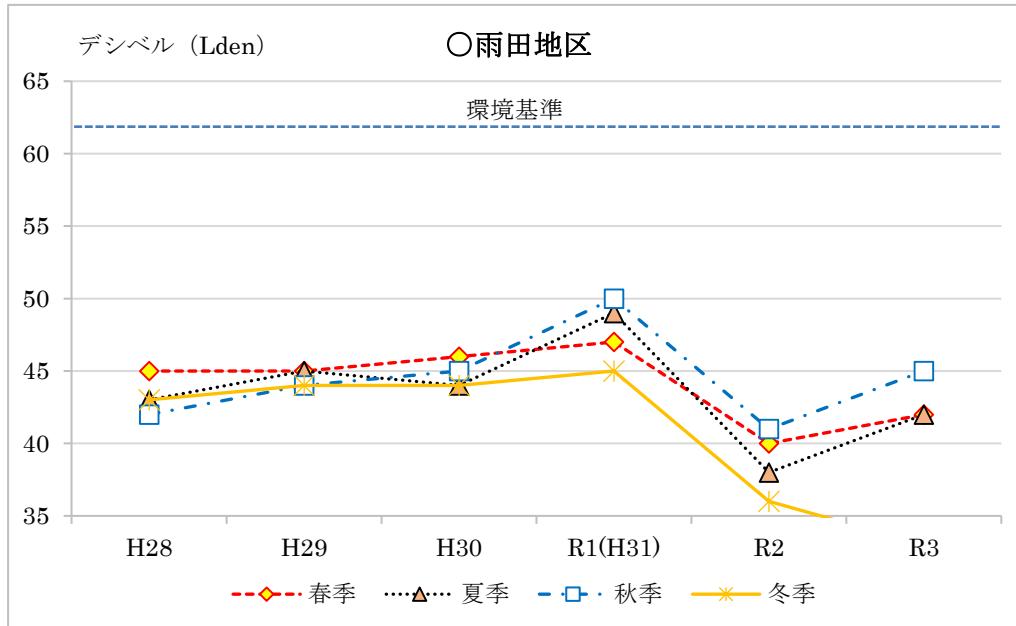
※福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除きます。

○測定結果(福島空港事務所)

各期とも環境基準を達成しています。

| 調査地点 | 環境基準 | 測定時期 | H28 | H29 | H30 | R1(H31) | R2 | R3 | 単純平均値 |
|------|---------------------------|------|-----|-----|-----|---------|----|----|-------|
| 雨田地区 | 2 類型 Lden 62 デジベル以下 | 春 季 | 45 | 45 | 46 | 47 | 40 | 42 | 44 |
| | | 夏 季 | 43 | 45 | 44 | 49 | 38 | 42 | 43 |
| | | 秋 季 | 42 | 44 | 45 | 50 | 41 | 45 | 44 |
| | | 冬 季 | 43 | 44 | 44 | 45 | 36 | 33 | 40 |

※調査地点の概要：滑走路北側延長線方向



(3) 法令に基づく届出状況

騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全に関する条例により、騒音、振動発生施設の設置、変更又は廃止等をする場合、また、騒音、振動を発生する建設作業等を行う場合は、届出が義務付けられています。

令和3年度末の届出状況は次のとおりです。

ア 騒音規制法に基づく特定施設について

○届出が必要な特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

| 番号 | 施設名 | |
|----|---|---|
| 1 | 金属加工機械 | イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。) |
| | | ロ 製管機械 |
| | | ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。) |
| | | ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) |
| | | ホ 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。) |
| | | ヘ せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。) |
| | | ト 鍛造機 |
| | | チ ワイヤーフォーミングマシン |
| | | リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) |
| | | ヌ タンブラー |
| | | ル 切断機(といしを用いるものに限る。) |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) | |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) | |
| 4 | 織機(原動機を用いるものに限る。) | |
| 5 | 建設用資材 製造機械 | イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。) |
| | | ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。) |
| 6 | 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) | |
| 7 | 木材加工機械 | イ ドラムバーカー |
| | | ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。) |
| | | ハ 碎木機 |
| | | ニ 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。) |
| | | ホ 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。) |
| | | ヘ かんな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。) |
| 8 | 抄紙機 | |
| 9 | 印刷機械(原動機を用いるものに限る。) | |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 | |
| 11 | 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。) | |

○規制地域及び規制基準(平成 24 年須賀川市告示第 50 号)

| 区域の区分 | | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
|---------|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 | 50 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| 第 2 種区域 | 第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 | 55 デシベル以下 | 50 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| 第 3 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |
| 第 4 種区域 | 工業地域(工業専用地域除く) | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |

※昼間：7 時～19 時、朝：6 時～7 時・夕：19 時～22 時、夜間：22 時～6 時

※学校、保育所、病院・診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50 m 以内の区域では、上表の数値から 5 デシベルを減じた値となります。(第 1 種区域を除きます。)

○届出状況

令和 3 年度は 1 事業者から届出がありました。

累計で 84 事業所、586 施設となっています。

| 番号 | 施設名 | 施設数 | うち令和元年度 (令和 3 年度) 届出 |
|--------|---------------------------|-----|-------------------------|
| 1 | 金属加工機械 | 151 | 0 |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機 | 213 | 1 |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 | 8 | 0 |
| 4 | 織機 | 12 | 0 |
| 5 | 建設用資材製造機械 | 7 | 0 |
| 6 | 穀物用製粉機 | 0 | 0 |
| 7 | 木材加工機械 | 166 | 0 |
| 8 | 抄紙機 | 0 | 0 |
| 9 | 印刷機械 | 27 | 0 |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 | 2 | 0 |
| 11 | 鋳型造型機 | 0 | 0 |
| 施設合計 | | 586 | 1 |
| 届出事業者数 | | 84 | 1 |

イ 騒音規制法に基づく特定建設作業について

○届出が必要な特定建設作業(騒音規制法施行令別表第 2)

| 番号 | 作業の種類 |
|----|--|
| 1 | くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) |
| 2 | びょう打機を使用する作業 |
| 3 | さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。) |
| 4 | 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) |
| 5 | コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) |

| 番号 | 作業の種類 |
|----|--|
| 6 | バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 |
| 7 | トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 |
| 8 | ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 |

○規制地域及び規制基準(平成 24 年須賀川市告示第 50 号)

| | 区域の区分 | 敷地境界基準 | 作業時間 | 作業期間 |
|--------------|---|---------------|---|-------------------|
| 第 1 号 区 域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域のうち学校・病院等の周辺おおむね 80m 以内の地域 | 85 デシベル 以下 | 7 時～19 時の時間内 であって 1 日 10 時 間を超えないこと | 連続 6 日 を超えないこと |
| 第 2 号 区 域 | 工業地域のうち学校・病院等の周辺おおむね 80m 以内を除く地域(「第 1 号区域」以外の地域) | 85 デシベル 以下 | 6 時～22 時の時間内 であって 1 日 14 時 間を超えないこと | 連続 6 日 を超えないこと |

※日曜日、祝日については、作業を行いません。

※基準を上回る騒音を発生している場合、改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策の外に、1 日あたりの作業時間を 4 時間までの範囲で短縮させることができます。

※開始した日に作業が完了する場合、又は災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しません。

○届出状況

令和 3 年度は、5 件の届出がありました。

| 番号 | 作業の種類 | 届出件数 |
|----|--------------------------------|------|
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 0 |
| 2 | びよう打機を使用する作業 | 0 |
| 3 | さく岩機を使用する作業 | 3 |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 | 2 |
| 5 | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | 0 |
| 6 | バックホウを使用する作業 | 0 |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 | 0 |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 | 0 |

ウ 振動規制法に基づく特定施設について

○届出が必要な特定施設(振動規制法施行令別表第 1)

| 番号 | 施設名 | |
|----|------------|--|
| 1 | 金属加工 機械 | イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) |
| | | ロ 機械プレス |
| | | ハ せん断機(原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。) |
| | | ニ 鍛造機 |
| | | ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。) |

| 番号 | 施設名 | |
|----|--|--|
| 2 | 圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) | |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) | |
| 4 | 織機(原動機を用いるものに限る。) | |
| 5 | コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。) | |
| 6 | 木材加工 機械 | イ ドラムバーカー ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。) |
| 7 | 印刷機械(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。) | |
| 8 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。) | |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | |
| 10 | 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。) | |

○規制地域及び規制基準(平成 24 年須賀川市告示第 51 号)

| 区域の区分 | | 昼間 | 夜間 |
|---------|--|---------------|---------------|
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 | 60 デシベル 以下 | 55 デシベル 以下 |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域(工業専用地域除く) | 65 デシベル 以下 | 60 デシベル 以下 |

※昼間：7 時～19 時、夜間：19 時～7 時

※振動レベルの測定場所は、原則として振動特定工場等の敷地境界線上です。

※学校、保育所、病院・診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表の数値から 5 デシベルを減じた値となります。

※「福島県振動防止対策指針」では、第 2 種区域の基準に「工業専用地域」及び「用途地域以外の地域」も加え 規制しています。(届出は不要です。)

○届出状況

令和 3 年度は、届出がありませんでした。

累計で 55 事業所、293 施設となっています。

| 番号 | 施設名 | 施設数 | うち令和元年度 令和 3 年度届出 |
|--------|--|-----|----------------------|
| 1 | 金属加工機械 | 134 | 0 |
| 2 | 圧縮機 | 106 | 0 |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 | 10 | 0 |
| 4 | 織機 | 12 | 0 |
| 5 | コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械 | 2 | 0 |
| 6 | 木材加工機械 | 0 | 0 |
| 7 | 印刷機械 | 27 | 0 |
| 8 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 | 0 | 0 |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | 2 | 0 |
| 10 | 鋳型造型機 | 0 | 0 |
| 施設合計 | | 293 | 0 |
| 届出事業者数 | | 55 | 0 |

エ 振動規制法に基づく特定建設作業について

○届出が必要な特定建設作業(振動規制法施行令別表第2)

| 番号 | 作業の種類 |
|----|---|
| 1 | くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| 3 | 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |
| 4 | ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |

○規制地域及び規制基準(平成24年須賀川市告示第50号)

| 区域の区分 | | 敷地境界基準 | 作業時間 | 作業期間 |
|-----------|---|--------------|---------------------------------|-----------------|
| 第1号 区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域のうち学校・病院等の周辺おおむね80m以内の地域 | 75デシベル 以下 | 7時～19時の時間内 であって1日10時間を超えないこと | 連続6日 を超えないこと |
| 第2号 区域 | 工業地域のうち学校・病院等の周辺おおむね80m以内を除く地域(「第1号区域」以外の地域) | 75デシベル 以下 | 6時～22時の時間内 であって1日14時間を超えないこと | 連続6日 を超えないこと |

※日曜日、祝日については、作業を行いません。

※基準を上回る騒音を発生している場合、改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策の外に、1日あたりの作業時間を4時間までの範囲で短縮させることができます。

※開始した日に作業が完了する場合、又は、災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しません。

※「福島県振動防止対策指針」では、第1号区域の敷地境界基準・作業時間・作業期間の内容で、「学校・病院等の周辺おおむね80m以内の地域」のみを規制しています。(届出は不要です。)

○届出状況

令和3年度は、届出がありませんでした。

| 番号 | 特定建設作業の種類 | 届出件数 |
|----|---------------------------|------|
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 0 |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | 0 |
| 3 | 舗装版破碎機を使用する作業 | 0 |
| 4 | ブレーカーを使用する作業 | 0 |

オ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設について

○届出が必要な騒音指定施設

(福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7)

| 番号 | 施設名 |
|----------|---|
| 1～ 12 | 騒音規制法に規定する特定施設と同じ。ただし、騒音規制法の特定施設のうち、「3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機」は、県条例では「3 土石用又は鉱物用の破碎機及び摩碎機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)」及び「4 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)」に対象が一部拡大している。 |
| 13 | ガソリンエンジン(定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) |
| 14 | ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) |
| 15 | 冷凍機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) |

○規制地域及び規制基準(平成 12 年福島県規則第 118 号)

| 区域の区分 | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
|--|---------------------|-----------|-----------|
| 第1～4種区域は、騒音規制法に規定する地域及び基準とほぼ同じく、騒音規制法の適用となります。 よって、騒音規制法の規制を受ける騒音特定施設は、二重規制を避けるため県条例の規制対象とはなりません。 | | | |
| 第3種区域 | 市街化調整区域、都市計画区域外(追加) | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| 第5種区域 | 工業専用地域 | 75 デシベル以下 | 70 デシベル以下 |

※昼間：7 時～19 時、朝：6 時～7 時・夕：19 時～22 時、夜間：22 時～6 時

※学校、保育所、病院・診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表の数値から 5 デシベルを減じた値となります。(第1種区域を除きます。)

※工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との合計を 2 分の 1 した値とします。

○届出状況

令和 3 年度は、10 事業者から届出がありました。

累計で 169 事業所、918 施設となっています。

| 番号 | 施設名 | 施設数 | 令和 3 年度届出 |
|--------|---------------------------------------|-----|-----------|
| 1 | 金属加工機械 | 218 | 9 |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機 | 468 | 4 |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機及び摩碎機 | 9 | 0 |
| 4 | 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機 | 5 | 0 |
| 5 | 織機 | 0 | 0 |
| 6 | 建設用資材製造機械 | 5 | 0 |
| 7 | 穀物用製粉機 | 0 | 0 |
| 8 | 木材加工機械 | 35 | 0 |
| 9 | 抄紙機 | 0 | 0 |
| 10 | 印刷機械 | 22 | 0 |
| 11 | 合成樹脂用射出成形機 | 35 | 0 |
| 12 | 鋳型造型機 | 0 | 0 |
| 13 | ガソリンエンジン | 0 | 0 |
| 14 | ディーゼルエンジン | 22 | 1 |
| 15 | 冷凍機 | 99 | 15 |
| 施設合計 | | 918 | 29 |
| 届出事業者数 | | 169 | 10 |

カ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定建設作業について

○届出が必要な騒音指定建設作業

(福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8)

| 番号 | 作業の種類 |
|-----|----------------------|
| 1~8 | 騒音規制法に規定する特定建設作業と同じ。 |

○規制地域及び規制基準(平成12年福島県規則第118号)

規制地域は、騒音規制法において規制地域に指定されていない「工業専用地域」、「用途地域以外(市街化調整区域、都市計画区域外)」の地域を含む市内全域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の地域となります。

| 区域の区分 | 敷地境界基準 | 作業時間 | 作業期間 |
|-----------------|----------|---------------------------------|-------------|
| 学校、病院等の周囲80mの地域 | 85デシベル以下 | 7時~19時の時間内であって 1日10時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと |

※日曜日、祝日については、作業を行えません。

※開始した日に作業が完了する場合、又は、災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しません。

○届出状況

令和3年度は、届出がありませんでした。

| 番号 | 指定建設作業の種類 | 届出件数 |
|----|--------------------------------|------|
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 0 |
| 2 | びょう打機を使用する作業 | 0 |
| 3 | さく岩機を使用する作業 | 0 |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 | 0 |
| 5 | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | 0 |
| 6 | バックホウを使用する作業 | 0 |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 | 0 |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 | 0 |

4 悪臭

(1) 悪臭の概況

悪臭とは、一般的ににおいのうちで人間に不快感を与えるものをいい、騒音、振動同様に主観的判断によるもので、個人差も激しいため、一様に定義することは極めて困難です。発生源は事業場、化学工場、畜産業等が挙げられます。

令和3年度は、規制基準を超過した事業所等の報告はありませんでした。

(2) 悪臭調査

悪臭防止法に基づいて、アンモニアやトルエン等の22種類の特定悪臭物質が大気中にどの程度含まれるかという濃度規制が示されています。また、その他の地域では福島県悪臭防止対策指針に基づき、人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで希釈した倍数を対数で表示した臭気指数により規制されています。

ア 悪臭防止法

○規制地域(平成24年須賀川市告示第52号)

| 区域の区分 | 規制地域 |
|-------|---|
| A区域 | 1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域 2 工業地域のうち、下宿前、境免、崩免、上人坦、中宿、柳山（187番に限る。）の区域 |
| B区域 | 1 商業地域、準工業地域 2 滑川の区域のうち、字西山（9番の2、9番の3、11番、12番の1、13番、14番の1から14番の3まで、15番、16番の1から16番の3まで、17番の1から17番の8まで、18番の1から18番の10まで、19番、20番の1から20番の5まで、21番、22番の1、23番、24番、25番の1、25番の2、26番の1、26番の2、28番、29番、30番の1から30番の3まで、31番の1から31番の4まで、32番の1、32番の5、32番の7から32番の17まで、32番の19、32番の20、32番の22から32番の25まで、33番の1、33番の3、33番の4、34番の1、34番の2に限る。）の区域 |
| C区域 | 1 工業地域（A区域の2に掲げる区域を除く。）、工業専用地域 2 五月雨の区域 |

○規制基準(平成 24 年須賀川市告示第 52 号) (単位 : ppm)

| 物質の種類 区域の区分 | 敷地境界 | | | 排出口 | 排出水 | においの質 | 主な発生源 |
|----------------|--------|-------|-------|-----|-----|------------------|-------------------|
| | A 区域 | B 区域 | C 区域 | | | | |
| アンモニア | 1 | 2 | 5 | ○ | | し尿のような臭い | 畜産事業場、化製場、し尿処理場等 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | 0.004 | 0.01 | | ○ | 腐った玉葱のような臭い | パルプ製造工業、し尿処理場等 |
| 硫化水素 | 0.02 | 0.06 | 0.2 | ○ | ○ | 腐った卵のような臭い | 畜産事業場、し尿処理場等 |
| 硫化メチル | 0.01 | 0.05 | 0.2 | | ○ | 腐ったキャベツのような臭い | パルプ製造工業、し尿処理場等 |
| 二硫化メチル | 0.009 | 0.03 | 0.1 | | ○ | 腐ったキャベツのような臭い | パルプ製造工業、し尿処理場等 |
| トリメチルアミン | 0.005 | 0.02 | 0.07 | ○ | | 腐った魚のような臭い | 畜産事業所、水産缶詰製造工業等 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | 0.1 | 0.5 | | | 刺激的な青くさい臭い | 化学工場、タバコ製造工場等 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.1 | 0.5 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.03 | 0.08 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.07 | 0.2 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | 0.02 | 0.05 | ○ | | むせるような甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | 0.006 | 0.01 | ○ | | むせるような甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| イソブタノール | 0.9 | 4 | 20 | ○ | | 刺激的な発酵した臭い | 塗装工程を有する事業場等 |
| 酢酸エチル | 3 | 7 | 20 | ○ | | 刺激的なシンナーのような臭い | 塗装又は印刷工程を有する事業場等 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | 3 | 6 | ○ | | 刺激的なシンナーのような臭い | 塗装又は印刷工程を有する事業場等 |
| トルエン | 10 | 30 | 60 | ○ | | ガソリンのような臭い | 塗装又は印刷工程を有する事業場等 |
| スチレン | 0.4 | 0.8 | 2 | | | 都市ガスのような臭い | 化学工場、FRP 製品製造工場等 |
| キシレン | 1 | 2 | 5 | ○ | | ガソリンのような臭い | 塗装又は印刷工程を有する事業場等 |
| プロピオン酸 | 0.03 | 0.07 | 0.2 | | | 刺激的な酸っぱい臭い | 脂肪酸製造工場、染色工場等 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | 0.002 | 0.006 | | | 汗くさい臭い | 畜産事業場、化製場、でんぶん工場等 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | 0.002 | 0.004 | | | 蒸れた靴下の臭い | 畜産事業場、化製場、でんぶん工場等 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | 0.004 | 0.01 | | | 蒸れた靴下の臭い | 畜産事業場、化製場、でんぶん工場等 |

※排出口における規制基準の算出方法

○規制対象となる特定悪臭物質:アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルプチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q :悪臭物質の流量(Nm³/時) H_e :補正された排出口の高さ(m) C_m :敷地境界における規制基準値(ppm)

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795\sqrt{Q \cdot V}) \div (1 + (2.58 \div V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.301 \text{ o g J} + (1 \div J) - 1\}$$

$$J = (1 \div \sqrt{Q \cdot V}) \times \{1460 - 296 \times (V \div (T - 288))\} + 1$$

H_e :補正された排出口の高さ(m) H_o :排出口の実高さ(m)

Q :温度 15°Cにおける排出ガスの流量(m³/秒) V :排出ガスの排出速度(m/秒) T :排ガスの温度(°K)

※排出水における規制基準の算出方法

○規制対象となる特定悪臭物質:メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

$$C_L m = k \times C_m$$

$C_L m$:排出水中の濃度(mg/l) C_m :敷地境界における規制基準値(ppm)

k :悪臭物質の種類及び排出水量ごとに掲げる値(mg/l)

| 特定悪臭物質の種類 | 事業場から敷地外に排出される排出水量 | k |
|-----------|---|------|
| メチルメルカプタン | 0.001 m ³ /秒以下の場合 | 16 |
| | 0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合 | 3.4 |
| | 0.1 m ³ /秒を超える場合 | 0.71 |
| 硫化水素 | 0.001 m ³ /秒を超える場合 | 5.6 |
| | 0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合 | 1.2 |
| | 0.1 m ³ /秒を超える場合 | 0.26 |
| 硫化メチル | 0.001 m ³ /秒以下の場合 | 32 |
| | 0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合 | 6.9 |
| | 0.1 m ³ /秒を超える場合 | 1.4 |
| 二硫化メチル | 0.001 m ³ /秒以下の場合 | 63 |
| | 0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合 | 14 |
| | 0.1 m ³ /秒を超える場合 | 2.9 |

イ 福島県悪臭防止対策指針

○規制地域及び規制基準(単位：臭気指数)

| 区域の区分 | 規制地域 | 工場等の敷地の境界線の地表における基準 | 工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準 | | |
|-------|---|---------------------|----------------------------|---------------------|--------------|
| | | | 地上 5m 以上 30m 未満の高さ | 地上 30m 以上 50m 未満の高さ | 地上 50m 以上の高さ |
| 第1種区域 | 悪臭防止法で規制する「A区域」、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域 | 10 | 28 | 30 | 33 |
| 第2種区域 | 悪臭防止法で規制する「B区域」、商業地域、準工業地域、用途地域以外の地域 | 15 | 33 | 35 | 38 |
| 第3種区域 | 悪臭防止法で規制する「C区域」、工業地域、工業専用地域 | 18 | 36 | 38 | 41 |

※この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とします。

※臭気指数の算出方法

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

| 薄めかた | 臭気濃度 | 臭気指数 |
|-------------------|------|------|
| 10倍に薄めるとにおいを感じない | 10 | 10 |
| 30倍に薄めるとにおいを感じない | 30 | 15 |
| 100倍に薄めるとにおいを感じない | 100 | 20 |

※においの強さは、「六段階臭気強度表示法」により次のように数値化されており、敷地境界線上の規制基準は、この臭気強度の「2.5～3.5」の範囲で定められていますが、臭気指数ではおおよそ下記の範囲(参考)となります。

| 臭気強度 | 判定の目安 | 臭気指数 |
|------|--------------------|-------|
| 0 | 無臭 | - |
| 1 | やっと感知できるにおい | - |
| 2 | 何のにおいであるかがわかる弱いにおい | - |
| 2.5 | (2と3の中間) | 10～15 |
| 3 | 楽に感知できるにおい | 12～18 |
| 3.5 | (3と4の中間) | 14～21 |
| 4 | 強いにおい | - |
| 5 | 強烈なにおい | - |



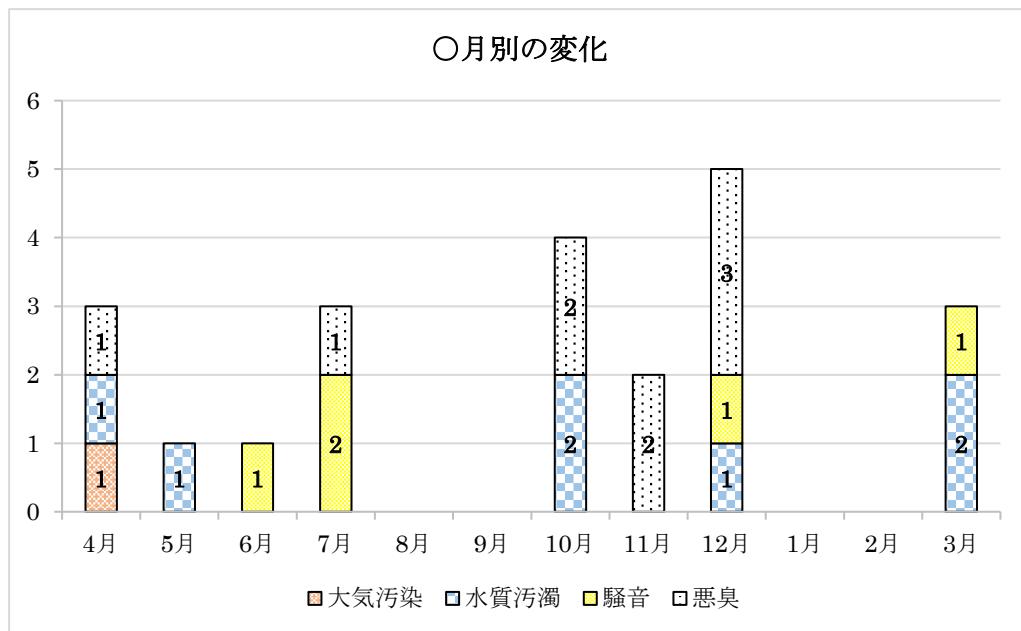
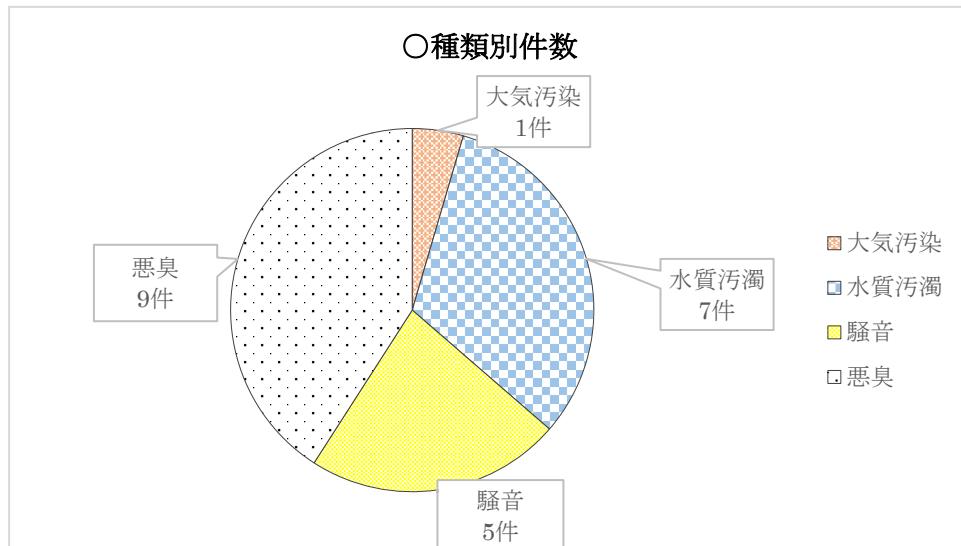
5 公害苦情

(1) 公害苦情の現況

令和3年度における典型7公害*の苦情申立件数は、通年で22件、種類別の内訳は、大気汚染が1件、水質汚濁が7件、騒音が5件、悪臭が9件となり、前年度と比較すると1件増加しました。

苦情件数の月別では、4~7月及び10~12月に集中し、用途地域別では、第一種住居地域で多く寄せられています。

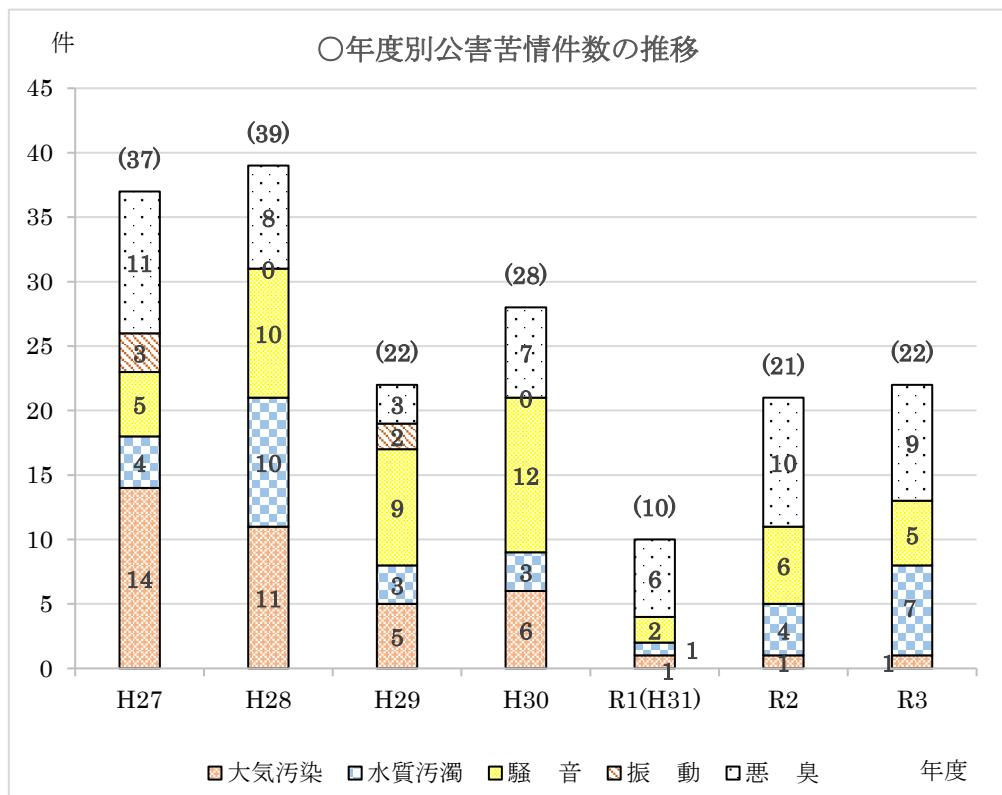
*典型7公害：大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭。



○用途地域別内訳

| 用途地域 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 悪臭 | 計 |
|--------------|------|------|----|----|----|
| 第1種低層住居専用地域 | | | | | |
| 第2種低層住居専用地域 | | 1 | | | 1 |
| 第1種中高層住居専用地域 | | | | | |
| 第1種住居地域 | | 3 | 1 | | 4 |
| 第2種住居地域 | | | | 1 | 1 |
| 近隣商業地域 | | | | 1 | 1 |
| 商業地域 | | | 1 | | 1 |
| 準工業地域 | | | | 1 | 1 |
| 工業地域 | 1 | | 1 | 1 | 3 |
| 工業専用地域 | | | 1 | | 1 |
| 都市計画区域以外の地域 | | 3 | 1 | 5 | 9 |
| 計 | 1 | 7 | 5 | 9 | 22 |

○年度別公害苦情件数の推移



6 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策の概況

地球温暖化とは、大気中に二酸化炭素等の温室効果ガスが増えることで地球の温室効果が進み、気温が上昇することをいい、主な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加であることがほぼ確実と考えられています。

そこで、市民・事業者・行政の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、それぞれの役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進するため、「須賀川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和4年3月に策定しました。

温室効果ガスの排出は、市民・事業者・行政、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。

(2) 環境にやさしい取組

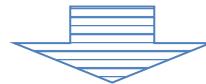
ア すかがわエコ実行プラン

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づき、市が行う事務及び事業を対象とし、環境の保全等に関する施策を計画的に実施するため、温室効果ガスやエネルギー使用量の数値目標を設定（見える化）するなど、市独自の規格による実効性の高い、より効率的な新たなシステムを構築し、LED 照明など高効率機器の導入や、電気自動車、ハイブリッド車など排ガス基準を満たす車種への更新、環境に配慮した製品の購入など、温室効果ガスの削減に努めています。

○計画の構成

「環境保全実行部門（環境活動実施プログラム）」及び「省エネ実行部門」に大別されます。更に、「省エネ実行部門」は、ソフト面である「エコオフィス実行計画」及びハード面である「省エネ法中長期計画」から構成します。

第3次須賀川市環境基本計画



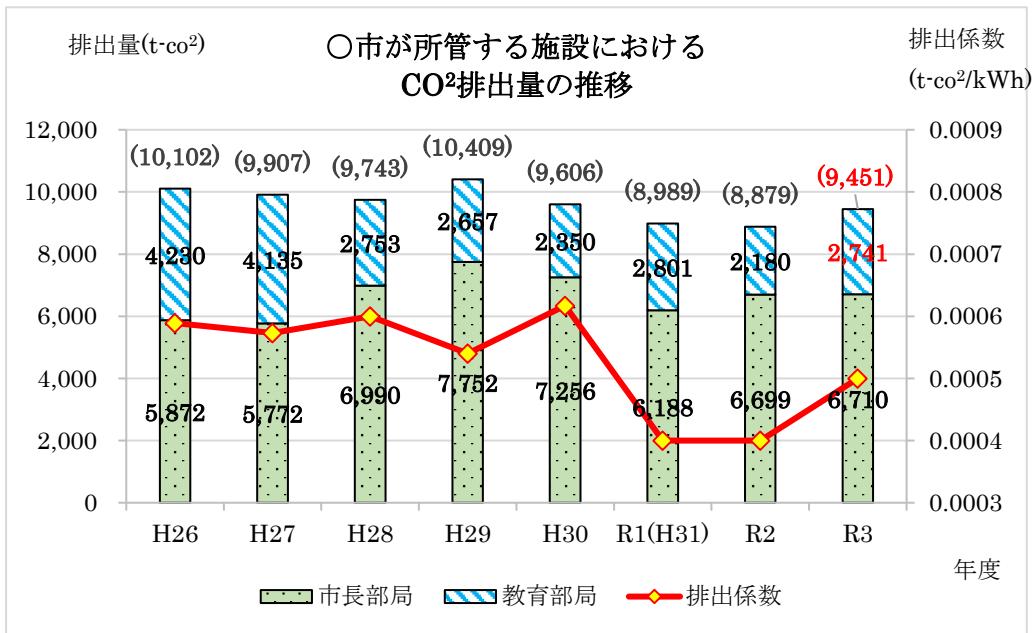
第3期すかがわエコ実行プラン(令和4年度)

(1) 環境保全実行部門

環境基本計画の「市の環境行動指針」を実現するため、「かんたん申請システム」を利用し、全職員を対象に取組状況を回答してもらいます。

(2) エネルギー対策実行部門

- 日常業務に関する取組
- 設備・機器の保守・管理に関する取組
- 設備・機器の運用改善に関する取組
- 設備・機器の導入、更新に関する取組
- 再生可能エネルギーに関する取組
- その他の温室効果ガスの削減に資する取組



イ 「電気自動車 e-NV200」の貸与と購入

平成 29 年 3 月、福島日産自動車株式会社より、電気自動車（e-NV200）5 台が無償で貸与されていましたが、令和 2 年 4 月に購入し、引き続き市の公用車として使用しています。



ウ レジ袋削減運動

レジ袋無料配布中止の取組については、「循環型社会形成に向けた廃棄物減量化」、「地球温暖化対策（温室効果ガス削減）」、「石油資源の有効利用」、「環境に負担をかけないライフスタイルへの契機」の観点より、平成 21 年 4 月に、大手スーパー・マーケット事業者、消費者団体、行政とで「福島県におけるレジ袋の削減に関する取組～地球にやさしい“ふくしま”ストップ・ザ・レジ袋～」を締結し、同年 6 月 1 日から県内で開始されていました。

○レジ袋有料化が令和2年7月1日からスタート

令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えいただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

○プラスチックについて

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。



7 新エネルギー導入の推進



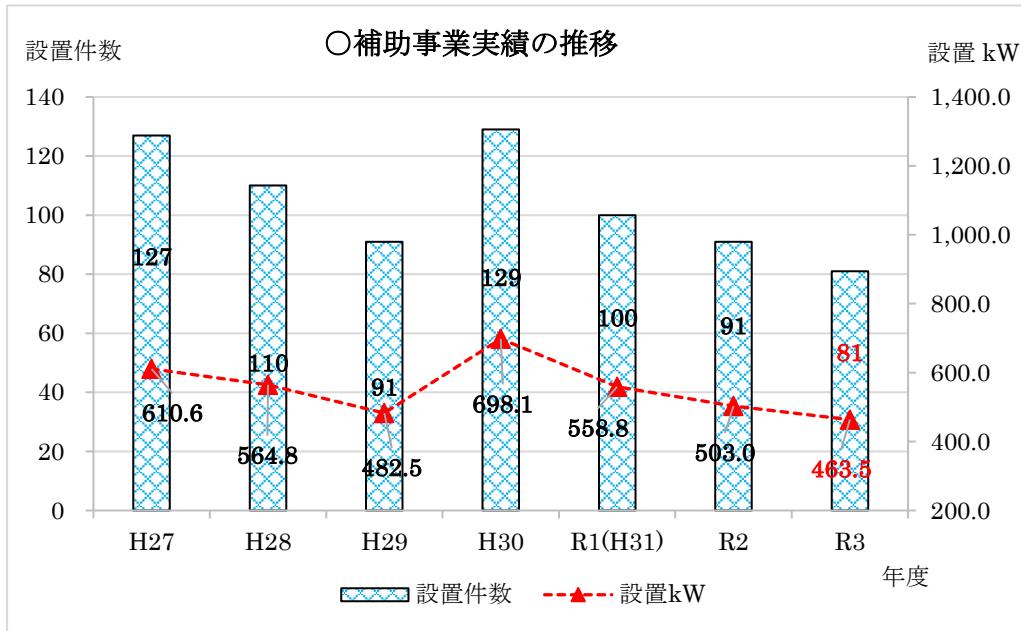
(1) 新エネルギー導入推進の概況

再生可能エネルギーとは、太陽光発電や風力発電などのように、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーをいい、エネルギー資源の乏しい日本にとって、エネルギー自給率の向上に貢献できる貴重なエネルギーと考えられています。

本市では、積極的な導入を図るため、再生可能エネルギーを通した地域の活性化等を推進するとともに、再生可能エネルギー普及の支援策として、平成21年度より住宅用太陽光発電装置の設置費用の一部助成を実施しており、平成28年度からは、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）、家庭用蓄電システム、地中熱利用システムを補助対象に追加し、更に令和3年度よりV2Hシステムの補助を加えました。

(2) 住宅用太陽光発電装置設置補助事業

本市では地球温暖化対策の一環として、市民への再生可能エネルギー普及を積極的に支援することにより地球環境の負荷軽減を図ることを目的に、平成21年度から住宅用太陽光発電装置の設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。



(3) 住宅用太陽光発電装置普及状況

補助制度を創設した平成 21 年度以降、13 年で 1,702 件、8,334.8kW の設置があり、全世帯数に対して約 6.44 パーセントの普及となっています。

○補助実績状況

| 年度 | 補助単価 «千円» (4kW 上限) | 設置件数 | 設置 kW | 1 件平均 kW | 世帯数 (各年 10 月 1 日付) | 設置世帯 割合(%) |
|---------|--------------------------|------|---------|-------------|-----------------------|---------------|
| H21 | 30.0 | 72 | 283.6 | 3.9 | 25,808 | 0.28 |
| H22 | 30.0 | 123 | 503.5 | 4.1 | 25,792 | 0.48 |
| H23 | 30.0 | 129 | 565.4 | 4.4 | 25,778 | 0.50 |
| H24 | 30.0 | 248 | 1,149.1 | 4.6 | 25,969 | 0.95 |
| H25 | 20.0 | 190 | 889.3 | 4.7 | 26,253 | 0.72 |
| H26 | 20.0 | 211 | 1,062.6 | 5.0 | 26,494 | 0.80 |
| H27 | 20.0 | 127 | 610.6 | 4.8 | 26,853 | 0.47 |
| H28 | 20.0 | 110 | 564.8 | 5.1 | 26,645 | 0.41 |
| H29 | 20.0 | 91 | 482.5 | 5.3 | 26,832 | 0.34 |
| H30 | 20.0 | 129 | 698.1 | 5.4 | 27,089 | 0.48 |
| R1(H31) | 20.0 | 100 | 558.8 | 5.5 | 27,355 | 0.37 |
| R2 | 20.0 | 91 | 503.0 | 5.5 | 27,724 | 0.34 |
| R3 | 20.0 | 81 | 463.5 | 5.7 | 27,238 | 0.30 |
| 計 | | 1702 | 8,334.8 | 4.9 | 27,238 | 6.44 |

(4) 住宅用太陽光発電装置以外の再生可能エネルギーの導入状況

○風力発電

風力エネルギーを風車によって機械エネルギーに変換し、発電機を回して発電する方式をいいます。

| 施設名 | 設置区分 | 導入年度 | 出力(kW) | 備考 |
|-------------------------------|------|------|--------|-----------|
| ふくしま森の科学体験センター (ムシテックワールド) | 行政 | H13 | 0.500 | |
| 日本工営株式会社 電力事業本部 福島事務所 | 民間 | H14 | 0.800 | ハイブリッド街路灯 |
| 一休広場（松塚） | 行政 | H17 | 0.050 | |
| 一休広場（仁井田） | 行政 | H17 | 0.050 | |
| 一休広場（江持） | 行政 | H17 | 0.050 | |
| 須賀川市立長沼東保育所 | 行政 | H17 | 0.050 | |
| 翠ヶ丘公園内 | 行政 | H19 | 0.250 | |
| 多代の宿（宮先町ポケットパーク） | 行政 | H19 | 0.050 | |
| 合計（8件） | | | 1.800 | |

※ハイブリッド・・・(風力発電+太陽光発電)



8 SDGsに対する須賀川市の取り組み

環境保全活動の一つとして、ESD環境教育を実施しています。講師や環境課職員が学校に行き、環境学習を行います。実際にパッカー車の見学やごみの投げ入れ体験などを行います。他にも、地球温暖化についての出前講座、「すかがわの川」で水生生物を探し、水質調査や再生可能エネルギーの施設見学なども行っています。



ESDとは・・・

ESDは、Education for Sustainable Development の頭文字をとったものです。

日本語では「持続可能な開発のための教育」とされています。

世界には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。その現代社会の

課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組む (think globally, act locally)

ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。そしてそれにより持続可能な社会をつくること。そのための持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ教育です。



参考資料

1 須賀川市環境基本条例

平成 11 年 12 月 22 日
条例第 34 号

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策（第 10 条—第 22 条）

第 4 章 環境審議会（第 23 条—第 28 条）

附 則

わたしたちのまち須賀川は、花と緑に恵まれた美しい自然に抱かれ、歴史的、文化的遺産を受け継ぎながら今日まで着実な発展を続けている。

しかし、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型及び生活型公害の発生や、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきており、さらに、私たち一人一人の営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

今を生きるわたしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を保全し、さらによりよい環境を創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

そこでわたしたちは、今ある環境を損なうことなく、自然と調和した豊かでゆとりある美しいまち須賀川をつくるため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康でゆとりある生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康でゆとりある生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康でゆとりある生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、それぞれの地域特性に配慮し人と自然とが健全に共生できるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、あらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に則り、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策とその実施状況を明らかにするため報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に則り、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を確保すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、須賀川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ須賀川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策 (施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第13条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、快適な生活環境の確保のための公園、緑地等公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(恵まれた生活環境の確保等)

第15条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第16条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第17条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、第 17 条の環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るように努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全等に関する情報の収集等に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全等に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 23 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、須賀川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 24 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長に意見を述べができる。

(委員)

第 25 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業所の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 26 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 27 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

- 第 28 条 第 23 条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。
(須賀川市公害防止条例の一部改正)
- 2 須賀川市公害防止条例（昭和 46 年須賀川市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り上げる。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の須賀川市公害防止条例第 13 条の規定により任命された委員である者は、この条例の第 25 条の規定により任命された委員とみなす。
- 4 前項の委員の任期は、改正前の須賀川市公害防止条例第 13 条の規定により任命された日から起算する。

2 須賀川市公害防止条例

昭和 46 年 3 月 26 日
条例第 6 号

改正 昭和 49 年 3 月 28 日条例第 11 号
平成 4 年 3 月 25 日条例第 12 号
平成 11 年 12 月 22 日条例第 34 号

(目的)

第1条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するため、法令に特別の定めがある場合を除くほか、市、事業者及び住民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国及び県の公害の防止に関する施策とあいまって、この条例に規定する施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

2 住民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害の防止に関する施策)

第6条 市長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- (1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。
- (2) 公害を防止するために必要な都市施設等の整備に関すること。
- (3) 公害の防止に資するための緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- (4) 事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善に要する資金のあつ旋その他の援助に関すること。
- (5) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(苦情等の処理)

第7条 市長は、公害に係る苦情、陳情等について、住民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(改善の勧告等)

第8条 市長は、公害が生じたとき又は公害が発生するおそれがあると認めるときは、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、当該施設の使用方法、公害処理の方法又は当該施設の構造の改善を勧告することができる。

2 前項の規定により勧告を受けたものは、その勧告に基づき改善等を行ったときは速やかに市長に届け出なければならない。

(防止計画)

第8条の2 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、公害を防止するための公害防止計画を作成し、及びその提出を命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定により公害防止計画の作成及び提出を命じるときは、当該計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により公害防止計画の提出があった場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画ではないと認めるときは、当該計画の変更を命じることができる。
- 4 市長は、前項の規定により公害防止計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に、口頭又は文書で、弁明の機会を与えなければならない。
- 5 市長は、事業者が第1項の規定により提出した公害防止計画又は第3項の規定により変更を命じられた公害防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該計画において定めた措置の実施を命じることができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合に準用する。
- 7 第1項又は第3項若しくは第5項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公害防止協定)

第9条 事業者は、市長が自然的・社会的条件その他の事由により、特に公害を防止する必要があると認めて申し入れをしたときは、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

(緊急時の措置)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

- (1) 気象状況の影響により大気の汚染が著しく人の健康又は生活環境をそこなうおそれがあると認めるとき。
- (2) 異常な渇水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境をそこなうおそれがあると認めるとき。
- 2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに、ばい煙又は汚水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第11条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときその発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況
- (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときその事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関する必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第8条の2第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第8条の2第1項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第15条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第12条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月28日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月25日条例第12号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第34号抄）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の須賀川市公害防止条例第13条の規定により任命された委員である者は、この条例の第25条の規定により任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、改正前の須賀川市公害防止条例第13条の規定により任命された日から起算する。

3 須賀川市公害防止条例施行規則

昭和 49 年 4 月 26 日規則第 9 号

改正 平成 3 年 3 月 29 日規則第 11 号
平成 7 年 3 月 31 日規則第 15 号
平成 21 年 9 月 25 日規則第 18 号

(目的)

第 1 条 この規則は、須賀川市公害防止条例（昭和 46 年須賀川市条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(公害防止計画の様式等)

第 2 条 条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する公害防止計画書（第 1 号様式）は、正副 2 通を作成し提出しなければならない。

2 前項に規定する公害防止計画に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工場等付近の見取図
- (2) 工場等の敷地内の建物並びに発生源施設及び処理施設の設置場所を示す図面
- (3) 処理施設の構造図
- (4) 操業系統図及び処理工程図
- (5) 工事工程表
- (6) その他必要書類

3 公害防止計画の提出期限は、市長が命令を発した日の翌日から起算して 30 日以内とする。ただし、その期間について市長が特に認めたときはこの限りでない。

(承認の通知)

第 3 条 市長は、公害防止計画の提出があったときは、提出のあった日の翌日から起算して 30 日以内に承認の通知をするものとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りでない。

2 前項の規定による通知は、公害防止計画承認書（第 2 号様式）によるものとする。

(計画変更命令)

第 4 条 条例第 8 条の 2 第 3 項の規定による命令は、変更の理由を記載した文書によってしなければならない。

(弁明の機会)

第 5 条 条例第 8 条の 2 第 4 項の規定により文書をもって弁明の機会を与える場合は、あらかじめ弁明をなすべき日時、場所、変更の内容及び当該命令の理由を通知するものとする。

(実施命令)

第 6 条 条例第 8 条の 2 第 5 項による命令は、公害防止計画の内容及び期限を記載した文書によって行うものとする。

(着工届及び完了届)

第 7 条 条例第 8 条の 2 による公害防止計画に基づいて着工したとき及び完了したときは、それぞれ着工した日及び完了した日から 7 日以内に公害防止計画工事着工届（第 3 号様式）及び公害防止計画工事完了届（第 4 号様式）によって届け出なければならない。

(事故発生報告)

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定による報告は、事故発生報告書（第 5 号様式）によつてしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の方法により状況を通報のうえ指示を受けるものとする。

(復旧工事完了報告)

第 9 条 条例第 11 条第 1 項第 2 号による報告は、事故復旧工事完了報告書（第 6 号様式）によつてしなければならない。

(身分証明書)

第10条 条例第12条第2項の規定による身分を示す証明書は、第7号様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月29日規則第11号)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成された用紙は、当分の間、この規則の相当規則により定められた用紙とみなす。

附 則 (平成7年3月31日規則第15号)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成された用紙は、当分の間、この規則の相当規則により定められた用紙と見なす。

附 則 (平成21年9月25日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。



メモ



須賀川市

「花のエンジェル」

須賀川市の環境

令和5年1月

発行 須賀川市

編集 須賀川市 経済環境部 環境課

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

電話 0248-88-9130

須賀川市ホームページアドレス <http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>
須賀川市環境課メールアドレス kankyo@city.sukagawa.lg.jp